

北欧諸国における社会保障費の歩み

——とくに50年代と60年代との比較を中心として——

小 沼 正

本誌創刊号（昭和40年6月）に「北欧諸国における社会保障費10年の歩み」、同4巻3号（43年12月）に「北欧諸国における社会保障費の歩み——1948—64年——」として資料紹介を行なったのであるが、その紹介資料である「北欧諸国の社会保障統計」“Social Welfare Statistics of the Northern Countries”は引続いて編集されており、1966会計年度分が16号として昭和45年に刊行され、同年渡欧した所員保坂哲哉氏によって持帰られた。今回も主要な統計表については前回紹介分に接続させながら、むしろ50年代と60年代との社会保障発展の速度の比較に主な視点を置くこととしたい。このことがわが国社会保障の推進に示唆するところが大きいことはいままでのないで、このような観点を逃すことはできない。また当研究所第2研究会は、部門別社会保障水準指標の作成を一つのプロジェクトとしている。部門別にどのような統計資料を整備すべきかが取上げられているので、このような観点からもこの紹介資料を検討することとしたい。

この紹介資料の取扱っている範囲、統計作成上の約束事項、利用上の注意事項などの詳細については、前回までの記述を参照されたい。

I 関連する各種の指標

この資料では、社会保障費は、医療および保健衛生、労働災害、失業、老齢、身障者などの年金その他、家庭および児童、公的扶助、戦争犠牲者援護、税額控除による児童扶養の8分類に大別されている。本稿ではこのうち最後の税額控除による児童扶養は、家庭および児童に含めることとした。

社会保障そのものの検討に入るに先立って、ここでは上述の大項目分類にはほぼ従って関連指標を掲げることとするが、その前に基礎的事項を掲げておこう。

1. 基礎的事項（表1、表2、表3および表4）

人口高齢化や工業化の程度と老齢年金給付率との間にはほとんど関係がみられない¹⁾、ともいわれているが、まず人口の構成割合をみておこう。

表1 年齢階級別にみた人口の構成割合

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン	日本
1950					
0-14歳	26.3	30.1	24.4	23.3	35.4
15-64	64.6	63.3	66.0	66.4	59.7
65-	9.1	6.6	9.6	10.3	4.9
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1960					
0-14	25.2	30.1	25.8	21.9	30.1
15-64	64.2	62.3	63.2	66.2	64.2
65-	10.6	7.6	11.0	11.9	5.7
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1966					
0-14	23.8	27.0	24.7	20.9	24.8
15-64	64.7	65.1	63.1	66.2	68.7
65-	11.5	7.9	12.2	12.9	6.5
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) フィンランド1960の65-階級の7.6には不詳0.1を含む。
フィンランド66年は65年。

(資料) Demographic Yearbook of United Nations, 1953, 1963, 1965, 1970.

表1は人口の年齢階級別構成割合である。問題は65歳以上人口の増加、すなわち人口の老齢化現象であるが、66年に最高はスウェーデンの12.9%であり、最低はフィンランドの7.9%である。日本のそれは漸次増加しつつあるもののいずれの国よりも低く、66年の6.5%というのは、最も低いフィンランドの50年の6.6%に似ている。

表2は就業者の産業別構成割合である。第2次産業の割合ではやはりスウェーデンが最も高く、フィンランドが最も低い。日本は65年に32.4%で、最も低いフィンランドの60年の31.5%を凌駕している。また第3次産業の割合では、日本は65年に41.9%でフィンランドをこえ、その他の北欧諸国に近づいている。

1) 山崎泰彦研究員は M. S. Gordon を引いて、「工業化の程度（非農業人口）および老齢化人口の割合と給付率の間には、ほとんど関係がみられないこと、逆に給付率と65歳以上高齢者の就業率との間には、なかり密接なマイナスの相関関係があること」を述べている。（同氏「年金給付水準の国際比較」『季刊社会保障研究』7巻3号、昭和46年12月のp.75.）

表3は就業者の従業上の地位別割合であるが、ここでも被用者割合でみてフィンランドが最も遅れている。日本は家族従業者の割合が格段に高く、北欧諸国と比較するわけにはいかないが、被用者は65年に59.9%とかなり他の国々に接近してきている。

表4は典型事例における収入および税額である。社会保障給付水準を比較する方法として賃金をとっているのは、この資料の一つの特色である。給付率によって比較

しようとする場合、制度の仕組みのうえでモデルとして算出されたものをとるか、現実の給付率をとるかは、とくにわが国老齢年金のように両者の間に開きがある場合は問題の存するところであり、われわれの研究会でも今後取上げねばならない問題である²⁾。ベースとして何をとるかも問題の一つであるが、ここでは各国首都における主として金属工業労働者の平均賃金をとっており、こ

2) 注 1) 山崎氏論文 p. 69 以下を参照されたい。

表2 産業別就業者数の構成割合

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン	日本
1950					
第1次産業	25.1	46.0	25.9	20.3	47.4
第2次産業	32.7	27.2	35.8	40.0	21.0
第3次産業	41.1	25.4	37.8	39.0	29.4
分類不能の産業	1.1	1.4	0.5	0.7	2.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1960					
第1次産業	17.5	35.5	19.5	13.8	32.6
第2次産業	36.5	31.5	36.5	44.0	28.9
第3次産業	44.3	32.7	43.6	41.9	37.8
分類不能の産業	1.7	0.3	0.4	0.3	0.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1965					
第1次産業	14.5			11.8	24.3
第2次産業	37.6			43.1	32.4
第3次産業	42.7			44.7	41.9
分類不能の産業	5.2			0.4	1.4
合計	100.0			100.0	100.0

(資料) Year Book of Labour Statistics 1956, 1963, 1971.

表3 従業上の地位別にみた就業者数の構成割合

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン	日本
1950					
雇用主および自営業主	21.2	20.2	24.7	19.3	25.6
被用者	72.6	58.1	71.2	76.8	38.5
家族従業者	6.2	21.7	4.1	3.9	33.7
その他の	—	—	—	—	2.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1960					
雇用主および自営業主	20.1	19.4	19.4	13.9	22.0
被用者	77.8	65.7	78.0	83.3	53.4
家族従業者	2.1	14.9	2.6	2.8	23.9
その他の	—	—	—	—	0.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1965					
雇用主および自営業主	17.9			11.2	19.4
被用者	76.1			85.1	59.9
家族従業者	6.0			3.7	19.2
その他の	—			—	1.5
合計	100.0			100.0	100.0

(資料) Year Book of Labour Statistics 1956, 1963, 1971.

表4 典型事例における収入および税額

	1964				1966			
	デンマーク (クローネ)	フィンランド (マルク)	ノルウェー (クローネ)	スウェーデン (クローネ)	デンマーク (クローネ)	フィンランド (マルク)	ノルウェー (クローネ)	スウェーデン (クローネ)
収入(1)								
時間当り収入	10.51 時間	4.00 時間	9.95 時間	10.16 時間	13.31 時間	4.70 時間	11.82 時間	12.14 時間
年間稼働時間(完全就労)	2,141	2,098	2,138	2,050	2,094	2,135	2,093	2,050
年 収 入	22,502	8,392	21,273	20,830	27,871	10,035	24,739	24,900
年収入と子供2人に対する一般児童手当との計	23,462	8,793	21,673	22,080	29,131	10,445	25,139	26,700
税 額(2)								
直接税(および社会保険拠出)								
単 身 者	5,103	1,785	5,971	6,483	7,176	2,425	7,242	8,679
夫 婦	4,196	1,501	5,249	4,780	5,701	2,076	6,375	6,264
夫婦および子供2人	4,196	1,228	3,854	4,780	5,701	1,709	4,861	6,264
税額差引の収入(1)-(2)								
単 身 者	17,528	6,607	15,302	14,347	20,695	7,610	17,497	16,221
夫 婦	18,435	6,891	16,024	16,050	22,170	7,959	18,364	18,636
夫婦および子供2人	19,375	7,565	17,819	17,300	23,430	8,736	20,278	20,436

(注) 各国首都における事例である。

表 5 医療関係者数 (単位 人)

	デンマ ーク	フィン ランド	ノルウ ェー	スウェ ーデン
医師 1 人当り人口				
1952	944	1,924	1,056	1,370
54	898	1,826	917	1,332
56	864	1,758	937	1,250
58	817	1,691	917	1,130
60	814	1,573	885	1,050
62	779	1,536	858	990
64	745	1,430	811	987
66	784	769	769	909
看護婦 1 人当り人口				
1952	435	681	435	511
54	326	587	356	468
56	305	543	378	418
58	277	474	375	382
60	281	434	358	340
62	264	393	335	336
64	253	367	341	336
66	242	314	326	315
歯科医師 1 人当り人口				
1952	2,627	2,941	1,815	1,887
54	2,350	2,780	1,762	1,750
56	2,300	2,723	1,750	1,630
58	2,364	2,582	1,550	1,550
60	2,267	2,462	1,495	1,470
62	1,816	2,369	1,423	1,400
64	1,700	2,198	1,349	1,310
66	1,540	2,039	1,299	1,330

(注) 医師 1 人当り人口は、66 年報告から算定をえて人口千対で掲げている。本表の数字はこれを逆算したものである。

表 6 病 床 数 (単位 床)

	デンマ ーク	フィン ランド	ノルウ ェー	スウェ ーデン
人口 10 万当り一般病床数				
1952	550	341	496	512
54	542	339	508	704
56	546	337	526	720
58	571	348	539	750
60	557	369	554	766
62	612	397	585	747
64	593	427	672	835
66	602	467	678	853
	84%	91%	90%	78%
人口 10 万当り結核病床数				
1952	95	153	132	114
54	91	151	122	101
56	78	149	113	97
58	65	144	91	88
60	48	143	75	78
62	42	134	56	64
64	32	125	42	57
66	30	117	25	49
	74%	71%	84%	57%
人口 10 万当り精神病床数				
1952	249	239	195	432
54	234	235	195	407
56	231	252	194	420
58	236	296	205	433
60	252	360	201	458
62	228	403	215	382
64	245	405	220	474
66	243	413	307	469
	98%	96%	80%	94%

(注) %は1966年病床利用割合である。

の場合の賃金とは基本賃金のほかに各種の手当、加給を含み、児童手当を加え直接税および社会保険拠出を差引いている。後述のとおり各種年金額の収入に対する割合を算出するための基礎資料としている。ここには 64 と 66 の両年分を掲げておくこととする。

2. 医療および保健衛生 (表 5, 表 6, 表 7, 表 8 および表 9)

表 5, 表 6, 表 7 はそれぞれ医療関係者数、病床数、医療保険加入者数割合である。フィンランドでは 64 年 9 月 1 日から全国民をカバーする健康保険制度が段階的に漸をおって実施されることとなったのであるが、表 7 によってそのことがわかる。

表 8 は傷病手当受給資格者数と傷病手当の収入に対する割合である。受給資格者数の保険加入者に対する割合

表 7 医療保険加入者数割合 (単位 %)

	デンマ ーク	フィン ランド	ノルウ ェー	スウェ ーデン
成人人口における 加入成人数の割合				
1952	75.3	4.5	84.7	60.6
54	76.2	4.6	90.0	57.4
56	88.4	5.2	100.0	99.1
58	88.8	5.3	100.0	99.1
60	89.4	5.7	100.0	99.4
62	94.9	5.9	100.0	99.3
64	95.7	100.0	100.0	100.0
66	95.0	100.0	100.0	100.0

表 8 傷病手当受給資格者数と傷病手当の割合

	デンマ ーク	フィン ランド	ノルウ ェー	スウェ ーデン
医療保険加入者 (妻および 子供を含む) における傷病 手当受給資格者数の割合				
1962	3.5	99.4	44.7	80.3
64	2.5	88.6	44.8	78.7
66	2.0	88.3	44.8	78.2
傷病手当金の収入に対する 割合 (日額による)				
単 身 者				
1962	25	58	33	55
64	24	57	33	51
66	28	45	29	64
夫 婦				
1962	33	55	36	50
64	31	63	36	45
66	36	52	31	55
夫婦と子供 2 人				
1962	36	56	40	55
64	34	67	39	52
66	38	61	34	61

(注) 傷病手当の割合計算には、デンマークでは傷病手当が課税収入であるため、年収入として表 4 の収入をフィンランド、ノルウェー、スウェーデンはそうでないため収入として税額差引の収入を用いた。

では国によって差があり、フィンランド、スウェーデンは高く、ノルウェーは半ばに達せず、デンマークは僅か2～3%に過ぎない。傷病手当の収入に対する割合が高く有子夫婦で60%をこえているのはやはりフィンランド、スウェーデンの両国であり、デンマーク、ノルウェーはともに40%に達していない。

表9は医療保険財政における拠出額と給付額との関係

である。被保険者1人当たり金額になおしてそのバランスを比較することができ、また、給付支出の内訳が詳細にわかる。

3. 労働災害および失業（表10および表11）

表10は労働災害保険給付の収入に対する割合である。その傷病年金の割合は、表11にみる失業保険給付、老齢年金、さらに表8でみた医療保険の傷病手当などに比

表9 医療保険における拠出と給付（1966年）

	デンマーク (クローネ)	フィンランド (マルク)	ノルウェー (クローネ)	スウェーデン (クローネ)
拠出（被保険者1人当たり）被保険者拠出	219.77	30.84	272.10	182.48
雇用主拠出	22.26	19.34	163.48	127.44
公的負担	70.35	16.10	126.26	71.82
計	312.38	66.28	561.84	381.74
給付（基金支出、単位1,000）傷病手当	173,265	84,218	235,893	1,226,155
入院費	91,273	—	599,295	86,627
治療費	328,233	—	208,012	268,822
歯科治療費	131,239	—	17,245	15,895
薬剤	150,784	49,580	55,049	206,912
出産	9,693	24,882	49,588	239,806
交通費	190	12,394	96,235	66,086
物理療法	14,498	12,863	35,414	15,749
葬祭給付	32,854	—	10,980	—
その他給付	26,458	—	32,646	15,397
事務費	82,493	31,575	60,666	207,413
計（被保険者1人当たり支出）	1,040,980	215,521	1,401,032	2,348,862
事務費の総支出に対する割合	326.21	65.50	523.77	386.85
	7.9	14.7	4.3	8.8

表10 労働災害保険年金の割合（単位 %）

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
傷害年金の年収入に対する割合				
単身者 1960	50	66	52	74
62	58	81	45	64
64	42	84	56	57
66	55	88	49	49
夫婦 1960	63	75	52	78
62	61	88	45	67
64	56	92	56	61
66	66	95	49	61
（寡婦年金）（64）	(18)	(37)	(38)	(42)
（66）	(21)	(38)	(32)	(43)
夫婦と子供2人 1960	(75)	88	61	91
62	(80)	98	54	79
64	72	97	64	79
66	79	105	55	66
（寡婦および孤児年金）（64）	(32)	(73)	(45)	(71)
（66）	(40)	(72)	(39)	(68)

（注）傷害年金の割合計算はデンマーク、ノルウェー、スウェーデンでは傷病年金が課税収入であるため、年収入は表4の収入を、フィンランドではそうでないため、収入は税額差引の収入を用いた。

表11 失業保険被保険者数と給付額の割合

（単位 %）

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
被用者総数における被保険者数の割合				
1960	47	21	80	48
62	49	29	80	51
64	51	30	79	52
66	44	32	80	50
保険給付額の収入に対する割合（日額による）				
単身者 1960	22	15	37	50
62	24	26	33	45
64	26	29	33	60
66	25	43	29	63
夫婦 1960	44	20	40	50
62	44	26	36	45
64	40	28	36	54
66	38	41	31	55
夫婦と子供2人 1960	52	23	44	63
62	49	38	40	49
64	48	39	39	57
66	46	48	34	56

（注）給付額の割合計算は、デンマークでは給付額が課税収入であるため年収入として表4の収入を、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンではそうでないため、年収入として税額差引の収入を用いた。

して、目立って高くなっていることが注目される。

表 11 は失業保険被保険者の被用者に対する割合と、給付額の収入に対する割合とである。被用者数に対する割合は、ノルウェーを除いては必ずしも高くはないようである。

4. 老齢、身障者などの年金その他 (表 12, 表 13, 表 14, 表 15, 表 16, 表 17, 表 18 および表 19)

表 12 は老齢年金受給者数の該当人口に対する割合である。年金成熟の経過が明らかとなると同時に、その割合がいずれの国においても高いことに注目すべきであろう。また最低基本年金制度を実施しはじめて以来、その割合が一段と高くなったことも見逃すべきではないであろう。

表 13 は年額による老齢年金額である。60 年以來の額であるが、後に述べるとおり物価騰貴の割合はかなり高いにしても、年々の引上率もまた極めて高いことがわかる。また最低年金は国によってかなりの開きが存すること、また同一国内で最低基本年金と一般年金 (場合によっては資力調査を必要とする) との間にも相当な開きの幅があり、給付額がそれほど画一的でないことが知られる。

表 12 老齢年金の受給者数割合 (単位 %)

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
65歳以上人口における年金受給者の割合				
1952	59	79	53	—
54	59	87	54	88
56	61	91	54	88
58	80	100	57	91
60	88	100	67	89
62	87	100	...	89
64	78	100	...	90
66	86.3	100	...	90
67歳以上人口における年金受給者の割合				
1952	—	—	60	100
54	—	85	60	100
56	—	89	61	100
58	85	100	63	100
60	97	100	76	100
62	97	100	...	100
64	98	100	...	100
66	97.3	100	...	100
70歳以上人口における年金受給者の割合				
1952	80	85	75	100
54	68	80	75	100
56	69	86	76	100
58	86	100	78	100
60	98	100	100	100
62	99	100	100	100
64	99	100	100	100
66	98.6	100	100	100

(注) 66年のデンマークは1967年3月31日、フィンランドおよびノルウェーは1966年12月31日、スウェーデンは1967年1月1日のそれぞれの月日現在である。
—は計数のない場合、...は計数不明の場合、以下の表においても同じ。

表 13 老 齢 年 金 額 (年額)

	デンマーク (クローネ)	フィンランド (マルク)	ノルウェー (クローネ)	スウェーデン (クローネ)
最低基本年金				
夫婦ともに年金受給者				
1962	1,380	768	5,028	4,510
64	1,680	936	5,664	6,020
66	1,980	1,416	6,756	7,280
夫または妻が年金受給者				
1962	924	384	3,348	2,850
64	1,116	468	3,780	3,850
66	1,320	708	4,500	4,670
単身者				
1962	924	384	3,348	2,850
64	1,116	468	3,780	2,850
66	1,320	708	4,500	4,670
児童加算(特殊児童手当)				
1962	—	—	900	1,000
64	—	—	900	1,250
66	—	—	1,200	1,375
最高年金(市町村における)				
夫婦ともに年金受給者				
1960	5,668	1,928	5,676	6,636
62	6,594	2,448	7,212	6,796
64	7,656	3,000	8,064	8,420
66	9,864	4,536	9,396	11,440
夫または妻が年金受給者				
1960	4,389	1,140	3,528	4,342
62	5,042	1,440	4,548	4,442
64	5,796	1,752	5,100	6,250
66	7,620	2,664	5,952	8,450
単身者				
1960	3,771	1,140	3,528	4,875
62	4,376	1,440	4,548	4,975
64	5,064	1,752	5,100	6,250
66	6,804	2,664	5,952	8,450
児童加算(特殊児童手当)				
1960	990	84 または 120	744	1,000
62	1,176	108 " 168	1,044	1,000
64	1,356	132 " 216	1,044	1,250
66	1,692	144 " 216	1,200	1,375
最低年金(補足年金を含む) (市町村における)				
夫婦ともに年金受給者				
1960	5,092	1,656	3,492	4,350
62	6,402	2,040	5,208	4,660
64	7,656	2,472	5,832	6,220
66	9,864	4,008	6,924	7,680
夫または妻が年金受給者				
1960	3,975	948	2,328	2,750
62	4,910	1,176	3,468	2,950
64	5,796	1,428	3,864	4,000
66	7,620	2,328	4,584	4,970
単身者				
1960	3,417	948	2,328	2,750
62	4,256	1,176	3,468	2,950
64	5,064	1,428	3,864	4,000
66	6,804	2,328	4,584	4,970
児童加算(特殊児童手当)				
1960	738	60 または 96	600	1,000
62	948	72 " 120	936	1,000
64	1,356	96 " 168	960	1,250
66	1,692	108 " 168	1,200	1,375

表 14 老齢年金の割合 (単位 %)

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
老齢年金の年収入に対する割合				
単身者 1960	31	24	29	43
62	29	25	34	37
64	29	27	33	44
66	33	35	34	52
夫または妻が年金受給者				
1960	35	23	28	35
62	32	24	32	30
64	32	25	32	39
66	34	33	32	45
夫婦ともに年金受給者				
1960	45	40	39	53
62	42	41	51	46
64	40	40	50	52
66	45	52	51	61

(注) 最高年金(市町村における)をとり、年金受給者は他に収入が無いという想定である。典型事例として表4の税額差引の収入を用いている。

表 16 老人施設収容者数の割合 (単位 %)

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
養護老人ホーム				
70歳以上人口における収容者数の割合				
1962	6.7	...	8.6	6.3
64	...	...	8.7	7.3
66	6	13.5	7.3	7.0
特別養護老人ホーム				
70歳以上人口における収容者数の割合				
1962	2.4	...	0.8	0.8
64	...	...	0.9	0.9
66	3	0.6	1.4	0.6
養護老人ホームおよび特別養護老人ホーム				
70歳以上人口に対する収容定員数の割合				
1962	9.6	...	9.4	7.4
64	...	...	9.6	8.4
66	9	14.1	8.7	7.8

表 15 補足年金

	導入時期	経過期間年数	老齢年金と補足年金との計 (1966年完全支給と仮定して)	左の収入に対する割合
	年	年	クローネ	%
デンマーク	1964	27	11,844	53
フィンランド	62	42	7,923	77
ノルウェー	67	40	16,038	64
スウェーデン	60	20	18,650	75

表 17 身障年金の割合 (単位 %)

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
身障年金の年収入に対する割合				
単身者 1960	35	24	29	53
62	34	25	34	37
64	34	27	33	44
66	52	35	34	52
夫婦 1960	40	23	28	35
62	37	24	32	30
64	36	25	32	39
66	52	33	32	45
夫婦と子供2人				
1960	55	29	25	54
62	55	31	42	48
64	53	32	40	59
66	69	38	41	64

(注) 年金受給者は他に収入がないという想定である。典型事例として表4の税額差引の収入を用いている。

表 18 老齢および身障者に対するホームヘルパー

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
従事人員数 計	10,229	1,809	5,334	30,000
うち フルタイマー	...	1,809	36	—
パートタイマー	...	—	5,298	30,000
ホームナース		1,269		
受給人員数	38,257	17,351	17,810	157,620
受給人員の老齢および身障者年金受給者に対する割合				
(1964)	...	(2.0%)	...	(13.6%)
	...	3.4	6.3%	15.0

(注) とくにことわらないかぎり 66 年。ホームナースとは短期間の訓練を経たもの。

表 14 は老齢年金の収入に対する割合である。概してその割合は年をおって高くなっている。ただしこの表は最高年金市町村における額であることに留意しておく必要がある。

表 15 は補足年金についてである。Labour Market

表 19 寡婦年金受給者数と寡婦年金の割合

(単位 %)

	デンマーク	ノルウェー	スウェーデン
67歳以下寡婦における年金受給者数の割合			
1960	16		22
62	19		51
64	31		69
66	31		75
寡婦年金の亡夫年収入に対する割合			
子供のない寡婦 1960	31		39
62	28		27
64	28		39
66	31	32	45
子供 2 人の寡婦 1960	46		58
62	43		41
64	48		59
66	52	46	64

(注) 66年はデンマークは1967年3月31日、ノルウェーは66年12月31日、スウェーデンは67年1月1日である。

表 20 児童手当受給者数の割合と児童手当金額

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
一般児童手当受給者数の16歳未満児童総数における割合				
1960	90%	100%	52%	100%
62	91	100	51	100
64	93	100	52	100
66	95	100	52	100
児童手当受給者 1 人当たり平均金額	クローネ	マルマ	クローネ	クローネ
1960	145	144	360	450
62	480	195	360	550
64	490	214	455	700
66	...	224	459	900
特殊児童手当 1 人当たり金額 (1960)	821	47	1,431	968
片親または両親を失った児童に対する特殊児童年金 (1964)	1,163	187	1,595	1,197
(1966)	2,808	336	...	1,925
児童 1 人当たり税額控除額				
1960	202	35	437	—
62	—	51	500	—
64	—	56	600	—
66	—	88	827	—

(注) デンマークでは18歳未満。児童年金はノルウェー、スウェーデンでは資力調査がなく、デンマーク、フィンランドでは資力調査を伴っている。

Supplementary Pension とも称しており、いわば労働者のための増加年金と考えてよい。拠出負担の大部分は雇用主が引受けており、未成熟であるため受給者数も多くはない。

表 16 は老人施設収容者数と定員数との該当年齢人口に対する割合である。これによって老人施設の普及割合の高いことがよくわかるのであるが、近年収容者数は増してはいないようである。

表 17 は身障年金の収入に対する割合である。やはり給付額が年々増していることがわかる。

表 18 は老齢および身障者に対するホームヘルパーの普及状況である。後述の表 23 の有子世帯に対するホームヘルパーの数と合せてみるべきであろう。

表 19 は寡婦年金受給者数の 67 歳以下寡婦数に対する割合と、寡婦年金の亡夫収入に対する割合である。

5. 家庭および児童 (表 20, 表 21, 表 22, 表 23, 表 24 および表 25)

表 21 母子保護の割合 (単位 %)

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
出産手当または出産扶助を受給している母の総出産数における割合				
1960	88	94	94	100
62	...	100	100	100
64	...	100	100	100
66	...	100	100	100
出産手当の収入に対する割合				
1960	—		37	63
62	—		31	54
64	—	41	33	75
66	—	43	29	81
受診妊婦数の総数における割合				
1960	約100	96	...	83
62	100	97	...	88
64	100	97	...	...
66	100	98	...	91
受診幼児(0—1歳)数の総数における割合				
1960	65	97	...	97
62	68	95	...	98
64	68	96	...	96
66	71	96	...	99
受診小児(1—6歳)数の総数における割合				
1960	...	96	...	49
62	...	98	...	48
64	...	99	...	51
66	...	99	...	62

(注) 出産手当割合計算の場合の収入は表 4 の単身者の税額差引の収入であり、したがって夫の収入を含めていない。

表 22 公的監護を受ける青少年数の割合

(単位 %)

	デンマーク		フィンランド		ノルウェー		スウェーデン	
	新規 数	31. 現在 総数	新規 数	31. 現在 総数	新規 数	31. 現在 総数	新規 数	31. 現在 総数
自宅監護								
21歳未満青少年総数								
1,000人当り数								
1964	1.2	2.4	0.6	0.8	0.4	1.6	1.9	2.7
1966	...	...	0.7	0.9	0.3	1.7	1.8	3.3
自宅以外								
21歳未満青少年総数								
1,000人当り数								
	4.9	6.8	1.7	7.1	0.9	3.8	4.7	9.2
	...	...	1.8	6.8	0.9	4.1	4.9	9.5
うち 男 1964	5.5	8.3	1.8	7.8	1.0	4.1	5.2	10.3
66	...	...	2.0	7.6	1.0	4.3	...	...
女 1964	4.3	5.2	1.6	6.4	0.9	3.7	4.1	8.0
66	...	...	1.6	6.0	0.8	3.9	...	...
里子								
19歳未満青少年総数								
1,000人当り数								
1964		3.7		7.6		2.9	3.1	11.8
1966		2.4		7.2		3.1	3.1	11.1

表 23 有子世帯に対するホームヘルパー

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
従事人員数計	4,573	1,809	1,791	3,706
うち フルタイマー		1,809	1,659	3,326
パートタイマー		—	132	380
ホームナース		—	577	730
受給世帯数	76,008	43,683	49,341	71,400
受給世帯の総有子世帯に対する割合				
(1964)	(14%)	(6.1%)		(6.7%)
	12	6.9	7.3%	7

(注) とくにことわらないかぎり66年。
ホームナースとは短期間の訓練を経たもの。
デンマーク64年は1957～58年。

表 24 有子世帯に対する住居費補助の割合 (単位 %)

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
有子世帯総数における補助受給世帯数の割合				
1964	11	1.2		16
66	10	1.8	...	15
2人以上有子世帯総数における補助受給世帯数の割合				
1964	54	59		49
66	54	58	...	51

表 25 休 暇

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
児童に対して				
キャンプ児童数				
1964	...	15,596	5,450	27,303
66	...	15,475	...	25,260
キャンプ1人当り平均日数				
1964	...	27	約 35	37
66	...	27	...	36
交通費受給児童数				
1964	...	...	5,450	12,500
66	...	...	...	2,315
主婦に対して				
休暇受給主婦数				
1964	—	6,964	約 8,500	14,300
66	—	6,081	7,715	12,000
1人当り平均日数				
1964	—	9	約 11	10
66	—	9	11	12

表 26 公 的 扶 助

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
扶助受給有子世帯数				
1964		37,560	...	42,620
66		35,450	9,812	44,174
総有子世帯数における受給有子世帯数の割合				
1964		5.9%	...	4.2%
66		5.6	1.8%	4.4
子のない扶助受給世帯数				
1964		11,625	...	17,408
66		10,175	3,712	72,963
子のない世帯総数における子のない扶助受給世帯数の割合				
1964	...	5.6%	...	1.9%
66	2.7%	3.2	1.0%	3.7
扶助受給単身者数(男)				
1964	13,590	22,695	...	37,858
66	15,548	25,575	10,873	35,770
扶助受給単身者数(女)				
1964	19,380	28,875	...	32,020
66	20,446	28,240	7,613	24,228
扶助受給人員数(世帯員を含む)				
1964	...	261,040	...	266,783
66	...	237,335	65,169	298,311
総人口における扶助受給人員の割合				
1964	...	5.7%	...	3.5%
66	...	5.1	1.7%	3.8

表 20 は児童手当受給者数の割合と児童手当金額である。受給割合は第 2 子以下に給付しているノルウェーのそれが 50 % をいささかこしているほかは、ほぼ 100 % となっている。

ここで表 21 出産手当などの母子保護、表 22 公的監護を受ける青少年の該当年齢人口に対する割合、表 23 有子世帯に対するホームヘルパー、表 24 有子世帯に対する住居費補助の割合、表 25 主婦および児童の休暇など母親および児童に関する資料を掲げておこう。

6. 公的扶助 (表 26)

表 26 は公的扶助についてである。有子扶助世帯、子のない扶助世帯、扶助人員総数についての扶助率が掲げられている。フィンランドやスウェーデンのそれは日本のより遥かに高いことに注目すべきであろう。

II 社会保障費に関する資料

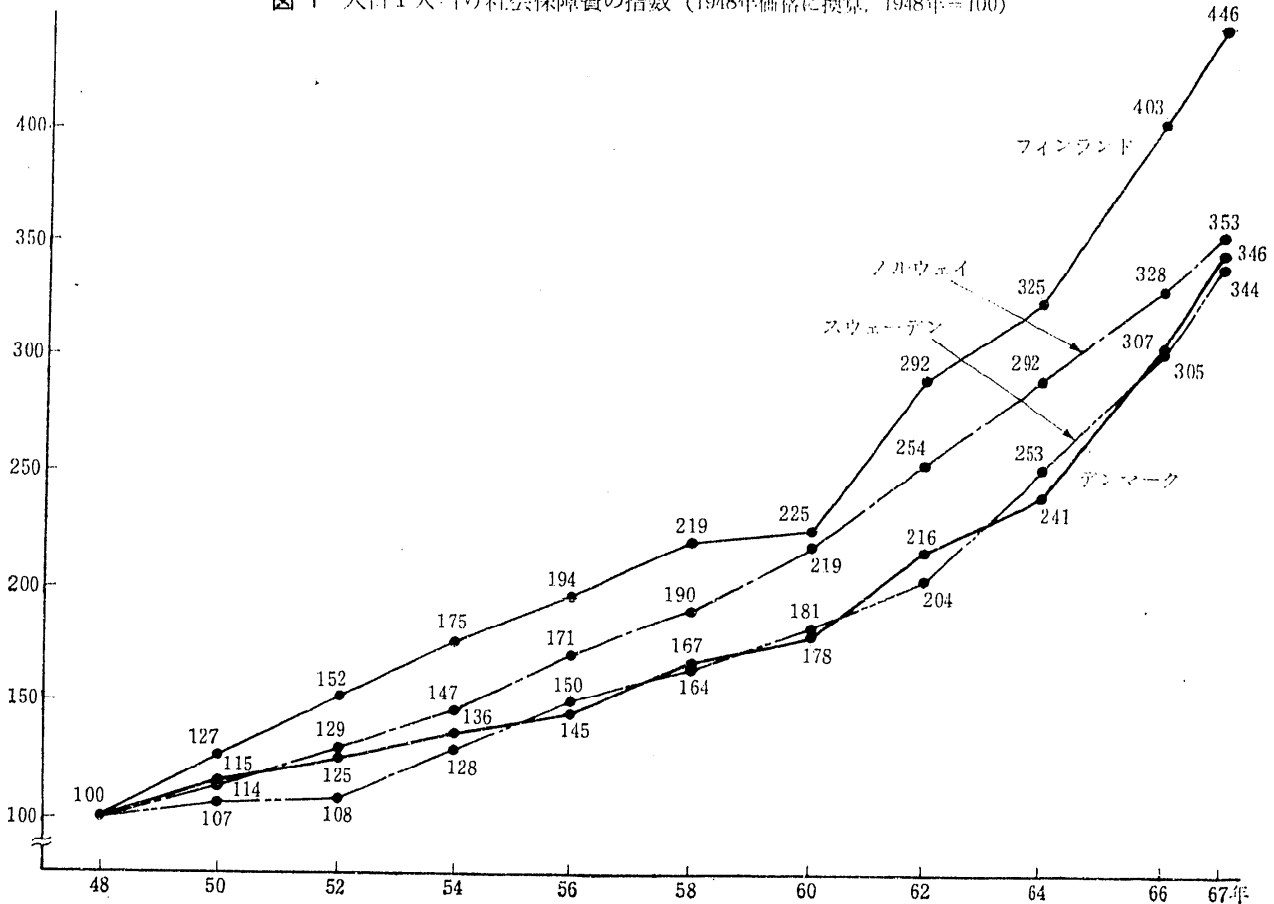
前回までにすでに述べておいたのであるが、煩をいわず注意すべき点をまず挙げておこう。

社会保障の範囲として、政府が財政面で関与している制度と、雇用主によっても財政的裏付けがなされており

しかも法制によって定められている諸制度としている。なお社会保障費には給付費のほかに事務費をも含めている。

- (1) 社会保障的な意味で第 2 次的なものとして考えられる施設、たとえば一般世帯に対する住宅建設補助、一般学生に対する奨学金などは含めない。
- (2) 所得再分配施策については除いたものが多いのであるが、個人の所得税課税額評価に当たっての児童保障控除額のみは、普通の児童手当と全く同義と考えて含めて別掲している。本稿においては前述のとおり家庭および児童に含めている。
- (3) 公衆衛生施策は医療保障の基礎と考えて広く含めているのであるが、上下水道の供給というような形で全地域社会に実施される環境衛生施策までを含んでいるわけではない。
- (4) 公費負担による教育については、他の文化的諸施策と同様に一般的には含めず、ただ学校給食と学童に対する保健施策のみを含めている。また身体障害者の補導訓練施策をも含めている。
- (5) 住宅施策のうちでは、有子世帯に対する家賃補助

図 1 人口 1 人当り社会保障費の指数 (1948 年価格に換算, 1948 年=100)



資料1 社会保障費の推移

国名	社会保障費 (100万クローネまたは100万マルク)	人口1人当り社 会保障費 (クローネまたは マルク)	生計費指数 (1948=100)	人口1人当り社 会保障費 (1948年価格に換算)	国民所得 (100万クローネまたは100万マルク)	国民所得に対す る社会保障費の 割合 (%)
デンマーク						
1948	1,481	353	100	353	15,310	9.7
50	1,855	434	107	406	18,783	9.9
52	2,352	542	123	441	21,193	11.1
54	2,632	597	124	481	23,432	11.2
56	3,185	713	139	513	25,786	12.4
58	3,867	856	145	590	28,453	13.6
60	4,345	948	151	628	34,166	12.7
62	5,891	1,268	166	764	42,447	13.9
64	7,094	1,504	177	850	50,081	14.2
66	10,283	2,146	198	1,084	61,653	16.7
67	12,270	2,540	208	1,221	67,239	18.2
フィンランド						
1948	246	63	100	63	3,339	7.4
50	396	99	123	80	4,453	8.9
52	607	148	154	96	6,664	9.1
54	722	172	156	110	7,323	9.9
56	881	206	169	122	9,041	9.7
58	1,209	277	201	138	10,268	11.8
60	1,326	299	210	142	12,447	10.7
62	1,860	413	224	184	14,870	12.5
64	2,435	532	259	205	18,929	12.9
66	3,328	717	282	254	22,249	15.0
67	3,899	836	297	281	23,983	16.3
ノルウェー						
1948	808	252	100	252	11,263	7.2
50	985	302	105	288	12,879	7.6
52	1,435	431	133	324	16,959	8.5
54	1,786	526	142	370	18,600	9.6
56	2,206	637	148	430	22,013	10.0
58	2,700	766	160	479	22,465	12.0
60	3,243	905	164	552	25,429	12.8
62	4,117	1,131	177	639	29,732	13.8
64	5,219	1,413	192	736	35,501	14.7
66	6,418	1,710	207	826	42,511	15.1
67	7,273	1,922	216	890	46,439	15.7
スウェーデン						
1948	2,361	343	100	343	22,253	10.6
50	2,654	378	103	367	25,603	10.4
52	3,419	480	129	372	34,423	9.9
54	4,188	580	132	439	37,084	11.3
56	5,348	731	142	515	42,839	12.5
58	6,474	874	155	564	48,099	13.5
60	7,534	1,007	162	622	54,533	13.8
62	9,214	1,218	174	700	63,918	14.4
64	12,303	1,606	185	868	77,084	16.0
66	16,639	2,153	206	1,045	97,130	17.1
67	19,944	2,534	215	1,179	103,947	19.2
日本						
昭和35						5.8
40						7.2
45						6.8

(注) 日本の数字は後掲67ページのとおりに計算替えを行なったもの。

と、老齢年金と身体障害者年金受給者に対する住宅提供のみを含めている。

- (6) 公共事業が失業保険給付の代替となっている場合、たとえばフィンランドなどでそうであるが、公共事業のための賃金支出を含めている。
- (7) 傷病時における生計費補助としての傷病手当は、一般的な保険制度の一部となっているかぎり自動的に含まれている。しかし傷病中の被用者に対して賃金として支払うよう義務づけられている雇用主の支出は含めていない。
- (8) 医療などにおいて、受給者が自己負担している経費総額を計上することはせず、正規の保険給付のみを含めている。
- (9) とくに老齢保障においてではあるが、保険料が一般個人の所得税と同様に特別税として徴収されている場合には、被保険者保険料拠出に含めている。
- (10) 雇用主負担は、法的に義務づけられているものにかぎり含め、任意的なものや契約的のものは含めない。
- (11) 私的な救護団体については、その活動に対する公

的援助の分のみを含めている。

- (12) できるだけ純額をとっており、ある場合には、たとえば受給者の支払う利用料などの収入を粗額から差引いている。

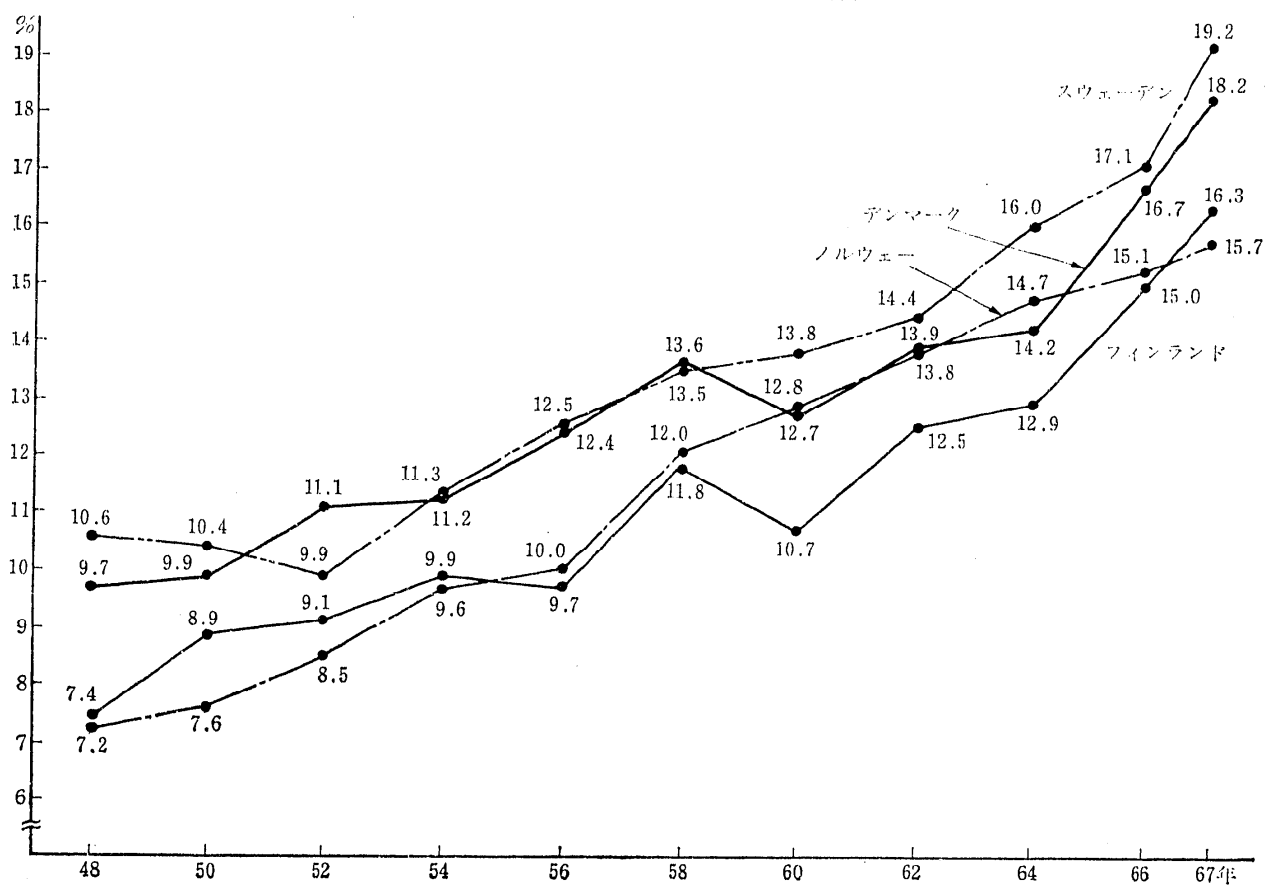
- (13) 可能なかぎり資本投資あるいは施設建設費などを経費として含めず、施設については経常の運営費のみを含めるように努めている。

1. 社会保障費の顕著な上昇傾向

まず資料1に社会保障費の推移を掲げておこう。この資料について、物価変動を捨象して1948年価格に換算し48年を100とした社会保障費の指数を図示したのが図1である。

「当時（1930年代—紹介者注）西欧では深刻な経済不況にさらされ、その不況を救うために国民大衆の購買力の増進によって生産を刺激するという成長政策が提唱され実行されたのである。社会保障もまた国民福祉増進の名のもとにこの成長政策の一環だったのである。……中略……失業救済や社会保障による購買力増進をきっかけとして（またその他の要因も加わって）、西欧では成長政策がかなり順調に進み、戦後もこの点で著しい伸展を

図2 社会保障費の国民所得に対する割合



示した。」と山田雄三所長は説いておられる³⁾。図1は1948年以降50年代にもかなりの上昇を続けていること、さらに60年に入ると、一段と飛躍的な上昇傾向に入り止まるところを知らぬかの状態であることを示している。本稿の意図の一つはこの顕著な上昇傾向について検討を行いたいということである。そのことは図2にも表われている。社会保障費の対国民所得比によってみて、国民所得の増加を上回って、とくに60年代に入ると上昇割合が激しくなっている⁴⁾。こころみに日本のそれを見ると、昭和35年5.8、40年7.2、45年6.8と依然として低迷を続けており、北欧諸国の60年代はおろか、50年代の上昇傾向すら示していない。

そこで資料2により部門別に、また部門内費目別に年率に換算した対前年上昇率いわゆる連環比率をみておこう。54~60年を50年代(50~52年のころはまだ体系化が一応の整備をみていないと考えたい)60~66年を60年代とみなしたいのであるが、資料では54~60年の年率と60年から2年ごとの年率とを掲げておいた。またあわせて54年から66年までの単純な倍率を参考として掲げた。すべて年率に換算してあることにくれぐれも注意されたい。また国民所得および生計費指数をも併記しておく。この資料によると、概して60年以前に比し60年以降の上昇率が遥かに高くなっていることがわかる。また部門内費目別にみても、多少の出入りはあるにしてもほとんどの費目にわたって歩調を揃えて上昇していることがわかる。この点では日本でもとすれば、一つの費目が目玉商品的に脚光を浴びがちであることは問題であり、各部門にわたって万遍なく推進せしめることに注意すべきであろう。また日本について昭和39年より45年までの6年間の上昇率をみると年率117.0(実質111.1)となっている⁵⁾。この上昇率は北欧諸国の66年ごろに近い。ということは日本と北欧諸国との現在における格差をそのまま維持しながら、同様な歩調で推進するということである。日本の社会保障水準をこれらの国の水準に近づけようというならば、発想を新たにして真に飛躍的に推進せしめる必要があらう。

2. 部門別費目別構成比の推移

社会保障費が上述のような顕著な上昇傾向を迎える場合、その内部で構成比はどのように推移するものであろうか。資料3はその部門別推移を示したものである。またそれを図示したのが図3である。この図で顕著なのは医療および保健衛生、老齢および身障年金などの両部門のしめる割合が太線で示したごとくいずれの国においても増加傾向を続け、66年には70~80%に達していることである。社会保障が進むとともに、この両部門がいかに大きな割合をしめることになるかがわかる。また日本の分を掲げておいたが、いわれるように医療部門が過大であり、年金部門が過小である。また公的扶助の大きいのも目立っている。

資料4は部門内費目別構成比をみたものである。60年を中心として54年、66年の3時点で比較を行おうとしたものであり、参考のため62、64の両年をも掲げておいた。医療および保健衛生では健康保険の割合はノルウェーを除いては30%前後であること、ノルウェーは60%を少しこえる程度で日本の90%近いのには及びもつかない。このことは一面医療制度の相違を表わしており、これらの国では日本と異なり病院をはじめ公営施設のしめる割合が高いからと考えてよいであろうが、公衆衛生および病院などについて日本の公的消費の不十分さを物語っているともいえるであろう。老齢、身障者などの年金その他では老齢年金など各種年金のしめる割合が高いのは当然のことであるが、老齢年金のしめる割合がいずれの国でも低下してきている。家庭および児童では児童手当のしめる割合に同様な傾向がみえる。

資料5は社会保障費にしめる社会保険費である。社会保障体系はサービス中心型から社会保険中心型に移りつつあるのかどうかの問題である。社会保険費は紹介者の推計であるので不正確なきらいがあるのであるが、その傾向は必ずしも明確ではない。

資料6は部門別にみた現金給付の割合である。一般的には現金給付の割合は年とともに増すように考えられるのであるが、この資料では必ずしもそうではない。部門別にあるいはさらに細かく費目別にみる必要があらう。

資料7は基金積立金である。スウェーデンにおいて補足年金の積立は年々著しく増加している。

資料8は社会保障費の部門別対国民所得比である。老齢、身障者などの年金その他、家庭および児童の両部門について日本が北欧諸国に比して低いことは一般にいわれているところであるが、国際水準に達しているといわれる医療および保健衛生にしても、日本昭和45年に3.7

3) 山田雄三「社会保障論の基礎に関する五つの拠点」『71日本の社会保障』(『週刊社会保障』編集部、昭和46年11月)p.4以下。

4) 社会保障費を国民所得でなく国民総生産や個人消費支出をベースにする考え方が出されている。たとえばILOのThe Cost of Social Securityの近年分は国民総生産をとり、城戸喜子研究員は個人消費支出を提唱している(城戸喜子「(中間報告)国連『国民勘定統計』による社会的消費の国際比較的研究」社会保障研究所所内研究資料No.7104、昭和46年9月)。しかし今回の紹介資料では今のところ国民所得を用いている。

5) ただし社会保障費としてここでは社会保障制度審議会事務局の広義の社会保障費をとった。

資料2 費目別にみた対前年上昇率

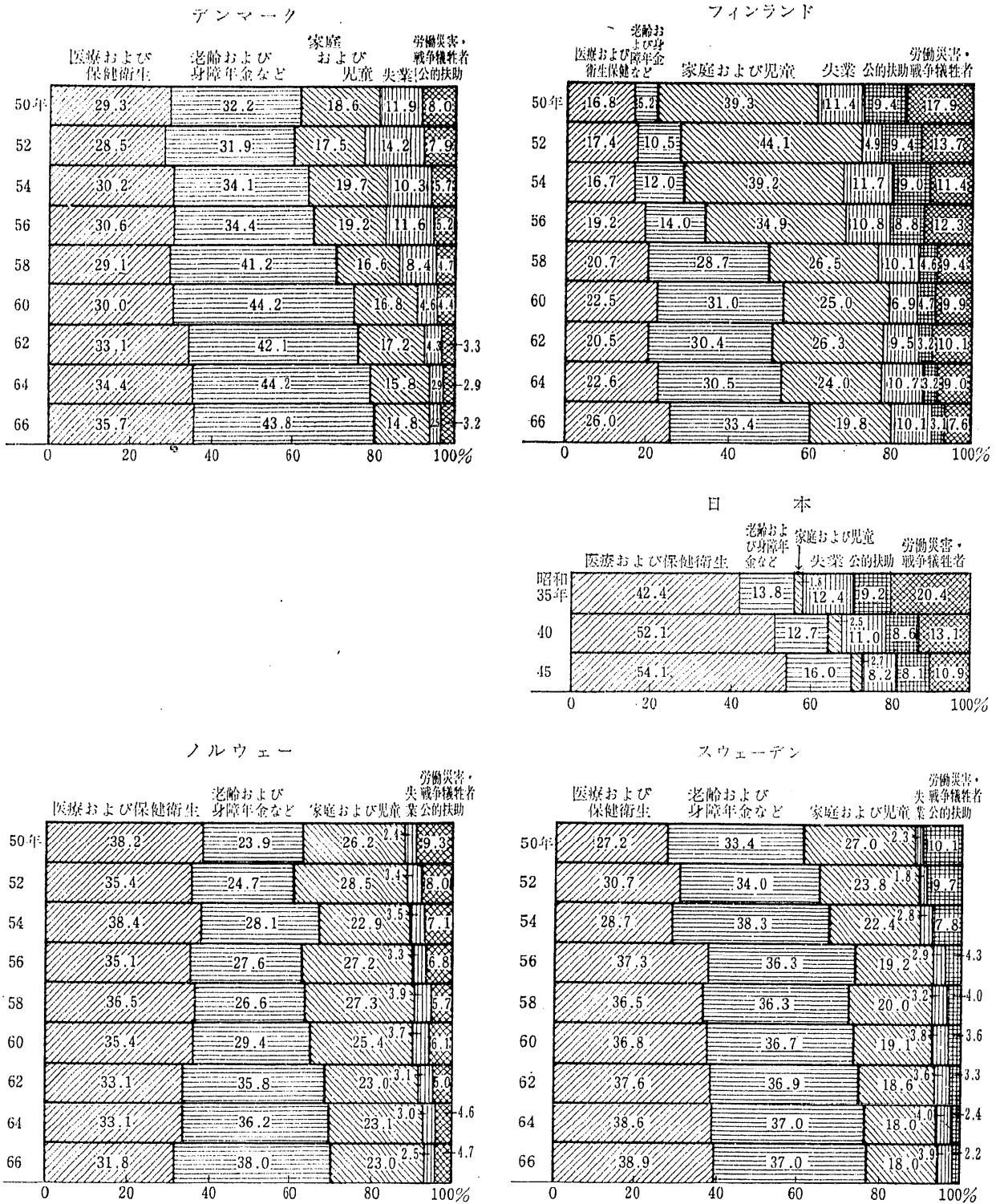
	国民所得 生計費 指数	社会 保障費 合計	医療および保健衛生		老齢、身障者などの年金その他		家庭および児童										
			計	健康 保険	公衆衛生 保健など	精神 障害	計	老齢 年金	身障 年金	寡婦 年金	身障リハ ビリティ 年金	老人 ホーム アパート	金	計	児童 手当	その他	
デンマーク																	
66/54年×100.0	263.1	159.7	390.7	465.2	385.8	466.8	783.2	515.9	425.8	604.8	—	777.6	723.6	292.9	299.6	257.9	367.8
54～60年の対前年上昇率 (年平均)	106.5 (103.0)	103.4 (105.1)	108.7 (105.1)	109.2 (112.0)	107.0 (111.2)	109.2 (111.2)	112.0 (111.2)	114.0 (111.2)	113.6 (111.2)	122.6 (111.2)	—	110.8 (114.1)	100.4 (110.4)	117.3 (121.8)	114.0 (104.5)	104.5 (108.7)	108.7 (111.5)
60～62年	111.5 (106.4)	104.8 (101.2)	116.5 (111.2)	122.4 (129.2)	129.2 (111.2)	118.0 (111.2)	126.3 (111.2)	113.8 (111.2)	110.7 (111.2)	117.1 (111.2)	136.2 (111.2)	132.8 (119.7)	116.1 (116.1)	117.3 (121.8)	105.2 (109.8)	109.8 (111.1)	111.5 (111.5)
62～64年	108.6 (105.1)	103.3 (106.2)	109.7 (106.2)	111.8 (106.4)	106.4 (106.2)	114.0 (106.4)	117.3 (106.4)	112.4 (106.4)	110.0 (106.4)	113.2 (106.4)	114.0 (106.4)	117.1 (116.0)	114.1 (114.1)	117.3 (121.8)	105.2 (109.8)	109.8 (111.1)	111.5 (111.5)
64～66年	110.9 (104.8)	105.8 (113.8)	120.4 (113.8)	122.6 (116.6)	116.6 (113.8)	123.5 (113.8)	134.3 (113.8)	119.8 (113.8)	116.2 (113.8)	119.8 (113.8)	117.3 (117.3)	132.0 (130.6)	127.5 (127.5)	116.8 (116.8)	114.5 (114.5)	119.7 (119.7)	119.7 (119.7)
フィンランド																	
66/54年×100.0	303.8	180.8	460.9	715.7	2457.1	572.1	12761.5	1283.9	1097.8	—	—	355.4	—	—	234.4	186.3	402.4
54～60年の対前年上昇率 (年平均)	109.2 (103.9)	105.1 (105.3)	110.7 (105.3)	116.3 (111.0)	111.0 (111.5)	115.6 (111.5)	328.7 (107.7)	129.7 (117.2)	128.7 (116.1)	—	—	115.2 (98.7)	118.1 (118.1)	—	102.8 (115.0)	101.1 (119.4)	107.7 (103.6)
60～62年	109.3 (105.4)	103.7 (107.7)	111.7 (107.7)	112.9 (111.5)	111.5 (111.5)	113.5 (111.5)	103.0 (111.5)	117.2 (114.5)	116.1 (112.1)	—	—	137.7 (117.1)	117.3 (117.3)	—	115.0 (106.3)	108.9 (101.4)	103.6 (116.2)
62～64年	112.8 (104.9)	107.5 (112.8)	121.3 (125.3)	120.3 (125.3)	561.3 (579.2)	116.7 (116.6)	117.7 (122.1)	114.5 (122.3)	112.1 (120.1)	—	—	140.2 (140.2)	106.7 (111.6)	—	106.3 (106.3)	101.4 (101.4)	116.2 (116.2)
64～66年	108.4 (103.9)	104.3 (120.1)	125.3 (120.1)	125.3 (120.1)	579.2 (579.2)	116.6 (116.6)	122.1 (122.1)	122.3 (122.3)	120.1 (120.1)	—	—	—	—	—	—	—	—
ノルウェー																	
66/54年×100.0	228.6	145.8	359.4	317.2	341.5	244.1	517.2	517.2	412.6	1021.1	—	295.3	301.4	—	303.5	285.4	440.8
54～60年の対前年上昇率 (年平均)	105.4 (102.8)	102.5 (107.8)	110.5 (107.8)	110.2 (111.7)	111.7 (111.7)	107.2 (112.1)	112.1 (112.1)	112.3 (112.3)	113.0 (111.2)	111.2 (111.2)	—	118.4 (118.4)	102.6 (102.6)	—	109.1 (109.1)	108.2 (108.2)	115.2 (115.2)
60～62年	108.1 (104.1)	103.8 (108.5)	112.6 (108.5)	108.8 (107.0)	107.0 (107.0)	111.8 (113.5)	113.5 (113.5)	124.3 (115.5)	115.5 (571.4)	—	—	85.9 (85.9)	118.9 (118.9)	—	107.3 (107.3)	107.2 (107.2)	108.2 (108.2)
62～64年	109.3 (105.0)	104.1 (108.2)	112.6 (108.2)	112.4 (112.8)	112.8 (112.8)	109.2 (123.9)	123.9 (123.9)	113.2 (113.0)	112.9 (112.9)	—	—	115.2 (115.2)	119.6 (119.6)	—	112.7 (112.7)	112.9 (112.9)	111.7 (111.7)
64～66年	109.4 (105.4)	103.8 (106.8)	110.9 (106.8)	108.7 (110.1)	110.1 (110.1)	104.1 (114.8)	114.8 (114.8)	113.7 (107.8)	107.8 (113.6)	—	—	104.6 (104.6)	113.1 (113.1)	—	110.8 (110.8)	110.2 (110.2)	113.6 (113.6)
スウェーデン																	
66/54年×100.0	261.9	156.1	397.3	545.8	913.7	449.2	554.4	389.2	343.9	—	—	199.5	—	44.8	323.4	298.6	356.3
54～60年の対前年上昇率 (年平均)	106.6 (103.1)	103.4 (106.7)	110.3 (106.7)	115.2 (119.2)	219.2 (219.2)	110.5 (114.0)	114.0 (114.0)	109.6 (111.3)	109.1 (111.3)	109.1 (111.3)	—	100.3 (103.5)	118.2 (118.2)	—	103.1 (109.2)	107.6 (108.9)	107.8 (109.5)
60～62年	108.3 (104.0)	104.1 (106.2)	110.6 (106.2)	111.8 (106.2)	106.2 (106.2)	115.2 (115.1)	115.1 (115.1)	111.3 (111.3)	111.3 (111.3)	111.3 (111.3)	—	111.3 (111.3)	125.9 (125.9)	—	113.1 (113.1)	105.8 (105.8)	122.2 (122.2)
62～64年	109.8 (106.5)	103.1 (112.0)	115.5 (112.0)	116.7 (120.6)	120.6 (120.6)	114.8 (112.8)	112.8 (112.8)	116.0 (116.0)	112.5 (112.5)	—	—	113.1 (113.1)	125.9 (125.9)	—	113.1 (113.1)	105.8 (105.8)	122.2 (122.2)
64～66年	112.2 (106.3)	105.6 (110.1)	116.3 (110.1)	117.0 (109.3)	109.3 (109.3)	121.5 (120.8)	120.8 (120.8)	115.9 (115.9)	114.0 (114.0)	503.5 (503.5)	—	119.4 (119.4)	112.3 (112.3)	—	116.5 (116.5)	120.3 (120.3)	112.7 (112.7)

(注) () 内は実質上昇率。
医療および保健衛生の健康保険には、すべてが必ずしも健康保険でない歯科治療を含めている。

資料 3 社会保障費の部門別構成費の推移

国名	医療および保健衛生 (%)	労働災害 (%)	失業 (%)	高齢、身障者などの年金その他 (%)	家庭および児童(税額控除を含む) (%)	公的扶助 (%)	戦時犠牲者 (%)	合計(括弧内は中央管理費) (%)
デンマーク								
1950	29.3	2.8	11.9	32.2	18.6	2.7	0.7	100.0(1.8)
52	28.5	2.6	14.2	31.9	17.5	3.0	0.6	100.0(1.7)
54	30.2	2.6	10.3	34.1	19.7	2.6	0.5	100.0
56	30.6	2.3	11.6	34.4	18.2	2.4	0.5	100.0
58	29.1	1.9	8.4	41.2	16.6	2.4	0.4	100.0
60	30.0	2.5	4.6	44.2	16.8	1.4	0.5	100.0
62	33.1	2.0	4.3	42.1	17.2	1.0	0.3	100.0
64	34.4	1.8	2.7	44.2	15.8	0.8	0.3	100.0
66	35.7	2.1	2.5	43.8	14.8	0.9	0.2	100.0
フィンランド								
1950	16.8	3.9	11.4	5.2	39.3	9.4	13.6	100.0(0.4)
52	17.4	3.9	4.9	10.5	44.1	9.4	9.5	100.0(0.3)
54	16.7	3.7	11.7	12.0	39.2	9.0	7.7	100.0
56	19.2	3.7	10.8	14.0	34.9	8.8	8.6	100.0
58	20.7	3.2	10.1	28.7	26.5	4.6	6.2	100.0
60	22.5	4.2	6.9	31.0	25.0	4.7	5.7	100.0
62	20.5	3.7	9.5	30.4	26.3	3.2	6.4	100.0
64	22.6	3.5	10.7	30.5	24.0	3.2	5.5	100.0
66	26.0	3.1	10.1	33.4	19.8	3.1	4.5	100.0
ノルウェー								
1950	38.2	3.0	2.4	23.9	26.2	3.8	2.0	100.0(0.5)
52	35.4	2.6	3.4	24.7	28.5	3.4	1.6	100.0(0.4)
54	38.4	3.0	3.5	28.1	22.9	2.7	1.4	100.0
56	35.1	3.1	3.3	27.6	27.2	2.3	1.4	100.0
58	36.5	2.2	3.9	26.6	27.3	2.3	1.2	100.0
60	35.4	2.9	3.7	29.4	25.4	2.0	1.2	100.0
62	33.1	2.7	3.1	35.8	23.0	1.5	0.8	100.0
64	33.1	2.5	3.0	36.2	23.1	1.4	0.7	100.0
66	31.8	2.2	2.5	38.0	23.0	1.6	0.9	100.0
スウェーデン								
1950	27.2	3.9	2.3	33.4	27.0	4.5	0.4	100.0(1.3)
52	30.7	3.3	1.8	34.0	23.8	4.7	0.4	100.0(1.3)
54	28.7	3.0	2.8	38.3	22.4	4.5	0.3	100.0
56	37.3	1.8	2.9	36.3	19.2	2.2	0.3	100.0
58	36.5	1.6	3.2	36.3	20.0	2.2	0.2	100.0
60	36.8	1.4	3.8	36.7	19.1	2.0	0.2	100.0
62	37.6	1.4	3.6	36.9	18.6	1.8	0.1	100.0
64	38.6	1.1	4.0	37.0	18.0	1.2	0.1	100.0
66	38.9	0.9	3.9	37.0	18.0	1.2	0.1	100.0
日本								
昭35	42.4	4.1	12.4	13.8	1.8	9.2	16.3	100.0
40	52.1	3.8	11.0	12.7	2.5	8.6	9.3	100.0
45	54.1	3.8	8.2	16.0	2.7	8.1	7.1	100.0

図3 部門別構成比



資料 4 社会保障費の部門内費目別構成比

	医療および保健衛生			老齢、身障者などの年金その他					家庭および児童					
	計	健康保険	公衆衛生 および 病院など	精神障害	計	老齢年金	身障年金	寡婦年金	身障リハ ビテーション	ホーム	年金 アパート	計	児童手当	その他
デンマーク	100.0	33.7	58.2	8.1	100.0	69.4	17.5	—	3.8	7.2	2.1	100.0	62.0	38.0
	54													
	60	30.7	59.6	9.7	100.0	67.7	19.1	1.9	3.1	7.3	1.0	100.0	55.9	44.1
	66	28.0	58.4	13.7	100.0	57.9	20.6	2.7	5.6	10.1	1.2	100.0	53.4	46.6
フィンランド	100.0	34.2	55.4	10.4	100.0	63.7	20.3	2.7	4.3	8.0	1.0	100.0	60.2	39.8
	(62)													
	(64)	31.0	57.6	11.4	100.0	60.9	20.6	2.8	4.6	8.6	1.0	100.0	55.6	44.4
ノルウェー	100.0	6.4	92.6	1.0	100.0	92.5	—	—	7.5	—	—	100.0	77.8	22.2
	54													
	60	4.8	89.7	5.5	100.0	88.3	補足年金 11.8	—	3.7	8.0	—	100.0	70.6	29.4
	66	21.9	74.0	4.1	100.0	79.1	—	—	2.0	7.1	—	100.0	61.8	38.2
スウェーデン	100.0	4.7	90.7	4.6	100.0	86.6	—	2.7	2.6	8.1	—	100.0	76.1	23.9
	(62)													
	(64)	10.2	85.4	4.4	100.0	82.8	—	5.9	2.8	8.5	—	100.0	68.0	32.0
日本	100.0	59.1	35.2	5.7	100.0	80.0	12.3	—	1.8	5.9	—	100.0	88.3	11.7
	54													
	60	63.9	29.8	6.3	100.0	82.5	11.6	—	2.5	3.4	—	100.0	83.9	16.1
	66	63.6	27.1	9.3	100.0	63.8	24.3	6.6	1.1	3.4	—	100.0	83.1	16.9
昭和35	100.0	61.7	31.4	6.9	100.0	71.2	24.5	—	1.2	3.1	—	100.0	83.6	16.4
	(62)													
	(64)	62.1	29.6	8.3	100.0	70.9	24.4	—	1.2	3.5	—	100.0	84.0	16.0
昭和40	100.0	19.5	74.9	5.6	100.0	97.0	—	—	2.4	0.6	—	100.0	57.0	43.0
	54													
	60	38.9	55.7	5.4	100.0	94.0	補足年金 5.4	—	1.4	4.2	0.4	100.0	56.8	43.2
	66	32.7	61.6	5.7	100.0	85.8	—	—	1.2	5.2	0.0	100.0	52.6	47.4
昭和45	100.0	35.1	59.2	5.7	100.0	94.1	—	—	1.2	4.7	0.0	100.0	56.5	43.5
	(62)													
	(64)	37.5	57.2	5.3	100.0	88.6	2.9	—	1.1	5.5	0.0	100.0	49.4	50.6
昭和45	100.0	90.4	8.9	0.7	100.0	99.2	—	—	0.8	—	—	100.0	—	—
	54													
	60	87.3	10.5	2.2	100.0	94.2	—	—	5.8	—	—	100.0	—	—
	45	89.8	8.2	2.0	100.0	94.5	—	—	5.5	—	—	100.0	—	—

資料5 社会保険費における社会保険費 (単位は100万クローネまたは100万マルク)

	社会保険費合計		医療および保健衛生		老齢、身障者などの年金その他		労働災害		失業	
	計	社会保険のみ	計	社会保険のみ	計	社会保険のみ	計	社会保険のみ	計	社会保険のみ
デンマーク										
54	2,632.1	1,345.3(51.1)	789.1	291.0(36.9)	872.1	758.1(86.9)	66.3	62.9(94.9)	268.9	233.3(86.8)
60	4,344.6	2,412.6(55.5)	1,304.0	449.9(34.5)	1,918.2	1,700.2(88.6)	109.2	101.1(92.6)	198.7	161.4(81.2)
66	10,283.2	5,252.6(51.1)	3,670.6	1,219.2(33.2)	4,498.9	3,648.2(81.1)	218.7	202.4(92.5)	256.9	182.8(71.2)
フィンランド										
54	722.2	113.6(15.7)	120.9	7.7(0.06)	86.5	80.0(92.5)	26.4	25.6(97.0)	84.4	0.3(0.4)
60	1,325.7	443.4(33.4)	298.7	25.3(0.08)	411.2	363.0(88.3)	55.1	53.2(96.6)	91.1	1.9(2.1)
66	3,327.5	1,358.5(40.8)	865.3	206.0(23.8)	1,110.6	1,008.7(90.8)	103.6	102.7(99.1)	336.2	41.1(12.2)
ノルウェー										
54	1,786.3	924.7(51.8)	643.2	402.9(62.6)	472.0	435.7(92.3)	51.3	49.5(96.5)	58.5	36.6(62.6)
60	3,243.0	1,849.3(57.0)	1,151.1	772.4(67.1)	953.2	897.1(94.1)	92.6	89.5(96.7)	120.4	90.3(75.0)
66	6,418.1	3,919.4(61.1)	2,040.4	1,386.1(67.9)	2,441.8	2,314.0(94.8)	138.0	128.2(92.9)	159.3	91.1(57.2)
スウェーデン										
54	4,137.9	2,011.7(48.0)	1,185.4	270.8(22.8)	1,588.5	1,541.5(97.0)	123.7	120.8(97.7)	117.9	78.6(66.7)
60	7,533.9	3,982.9(52.9)	2,769.8	1,161.6(41.9)	2,764.5	2,600.1(94.1)	106.7	100.2(93.9)	290.0	121.0(41.7)
66	16,638.6	8,209.3(49.3)	6,469.4	2,280.9(35.3)	6,182.2	5,634.0(91.1)	141.9	130.3(91.8)	654.3	164.1(25.1)
日本										
昭和35	771.9	433.7(56.2)	327.1	295.6(90.4)	106.4	61.1(57.4)	32.0	32.0(100.0)	95.8	45.0(47.0)
40	1,855.1	1,223.6(66.0)	968.3	845.2(87.3)	235.1	168.7(71.8)	69.6	69.6(100.0)	203.3	140.1(68.9)
45	3,952.1	2,834.6(71.7)	2,136.6	1,918.2(89.8)	632.2	514.8(81.4)	150.9	150.9(100.0)	324.5	250.7(77.3)

(注) () 内は計に対する社会保険のみの割合である。
社会保険費合計には上掲部門以外の部門をすべて含んでいる。
社会保険のみの額は紹介者の推計である。

資料 6 部門別社会保障費における現金給付の割合

項 目	デンマーク			フィンランド			ノルウェー			スウェーデン		
	62	64	66	62	64	66	62	64	66	62	64	66
合 計	56	52	50	60	57	54	68	65	63	61	60	60
医療および保健衛生	5	4	4	2	5	10	81	13	12	21	23	24
労働災害	75	76	81	89	90	71	68	68	62	75	85	81
失業	76	74	60	31	42	9	84	60	43	79	54	86
老齢, 身障者などの年金その他	87	82	79	90	88	89	96	93	90	94	92	93
家庭および児童	69	65	63	75	68	66	77	84	69	73	72	71
公的扶助	93	77	93	...	...	...	76	75	88	76	100	100
戦争犠牲者	100	100	100	100	100	98	95	95	96	96	100	97
税額控除による児童	—	—	—	—	100	100	100	100	100	—	—	—

(注) 現金給付の内容は下記のとおりである。

医療および保健衛生: 日給傷病手当金

労働災害: 日給傷病手当金(適用可能な場合), 年金および一時給付金

失業: 日給手当金, および他の現金給付, 再訓練手当

老齢, 身障者などの年金その他: 年金, 現金扶助

家庭および児童: 児童保護者に対する現金扶助, 出産手当, 一般児童手当, 児童年金, 児童維持貸付金, また家庭主婦の休日現金給付および学習給付金

公的扶助: 現金による社会扶助, 他国におけるスウェーデン国民および亡命者に対する現金扶助

戦争犠牲者: 年金および他の現金給付

資料 7 基金積立金

項 目	デンマーク (100万クロネ)	フィンランド (100万マルク)	ノルウェー (100万クロネ)	スウェーデン (100万クロネ)
医療および保健衛生 1960	268.6	18.1	259.9	517.2
62	301.3	21.4	345.2	603.2
64	238.4	30.0	326.1	668.6
66	290.9	26.7	433.8	670.7
労働災害 1960	...	114.4	370.9	991.2
62	...	146.9	449.7	1,091.0
64	...	188.8	475.1	1,211.7
66	...	239.8	488.8	1,357.8
失業 1960	486.1	2.8	657.5	323.1
62	527.9	30.7	722.0	389.5
64	657.4	59.2	765.8	460.7
66	710.5	87.9	840.5	530.6
老齢, 身障者などの年金その他 1960	—	1,049.1	806.3	1,815.0
62	—	1,321.7	1,031.8	3,980.3
64	322.6	2,231.0	1,266.9	8,633.6
66	1,075.4	3,060.3	1,639.2	15,699.3
家庭および児童 1960	—	—	16.8	—
62	—	—	60.3	—
64	—	—	92.5	—
66	—	—	121.0	—
戦争犠牲者 1962	—	—	15.6	—
64	—	—	26.5	—
66	—	—	14.9	—
合 計 1960	754.7	1,184.4	2,111.4	3,646.5
62	829.2	1,520.7	2,624.6	6,064.0
64	1,218.4	2,509.0	2,952.9	10,974.6
66	2,076.8	3,414.7	3,538.2	18,258.4

(注) 各年年度末の金額である。

であるのに対し、66年のデンマーク 6.0、フィンランド 3.9、ノルウェー 4.8、スウェーデン 6.7 と、フィンランド以外は遥かに高くなっている。本稿では日本の社会保障費を北欧諸国のそれと比較するために、社会保障制度審議会事務局算定のそれに計算替えを行い、とくにことわらないかぎりそれを用いている。それは同事務局の社会保障関係総費用からつぎの諸費目を落したものである。

簡易水道等施設整備 環境衛生対策（清掃施設）

下水道施設整備 公害対策

第一種公営住宅建設 住宅地区改良

電気導入

このようにして金額は同事務局総費用の広義の社会保障に最も近くなる。ただし今回操作しえなかった問題で最も大きなものは、国公立医療機関整備をはじめ施設整備費が各種の費目に含まれていて分離除外できないことである。それにしても紹介資料の部門別分類は、各部門ごとの社会保障施策なり水準なりをまとめて考察することができ便利である。広く国際比較を行いうる唯一の資料である ILO の The Cost of Social Security では、遺憾ながらこのような事故別分類はすべての制度をつくしてはできず、社会保険および類似制度、家族手当、公衆保健サービスの 3 制度を合せた分についてのみ可能である。ただし日本では厚生省分類によって給付額についてのみはすべての制度を合せて可能となっている。

資料 9 は逆に北欧諸国資料の分類替えを行なって、日本のすでに計算替えを行なった社会保障制度審議会資料に揃えた社会保障費の部門別構成比および国民所得比である。この資料によって知られるのは、一つは社会福祉

が日本で極めて低いことである。構成比でみてすでに 52 年に 20% から 30%、フィンランドのごときは 45% に達していた北欧諸国と、漸増しつつも昭和 45 年にいまだ 4.2% にしか達しない日本とでは、福祉に対する意識に質的な差異があると考えられ、これを打破することなしには社会保障は進みえないとみることとはできないであろうか。もっとも日本でも児童手当制度は発足したし今後は急速に伸びることではあろう。つぎに社会保険の割合は、日本は北欧諸国で最も高いノルウェーよりも一段と高い。今後日本の社会保障を推進していく場合にこの割合をどの程度にもっていくかが一つの問題であろう。

3. 財源別構成比の推移

資料 10 は部門別、費目別にみた財源別割合である。合計でみた場合、図 4 の示すところによれば、一般国民と雇用主の負担とを合せた割合は、太線の示すとおりの国においても年とともに増加している。すなわち公費負担割合の減少傾向である。資料 10 により部門ごとに費目別にみた場合、国により費目によりかなり異っている。日本の社会保障制度審議会事務局の推計で保険料が一括されていて、一般国民と雇用主とに分けていないのは遺憾である。ILO に提出する原資料である厚生省分類では分けられているところからみてこの分割は可能であろう。

資料 11 は、さらに各部門ごとに財源別構成比を、社会保険のみと計とに分けてみたものである。合計では 6 ヶ年の推移がわかるのであるが、社会保険のみにおいて中央および地方の公費負担は、年とともに減少する傾向があるように考えられる。これを部門別に解明しておくことも一つの問題であるといつてよいであろう。

資料 8 社会保障費の部門別国民所得比（北欧資料分類による）

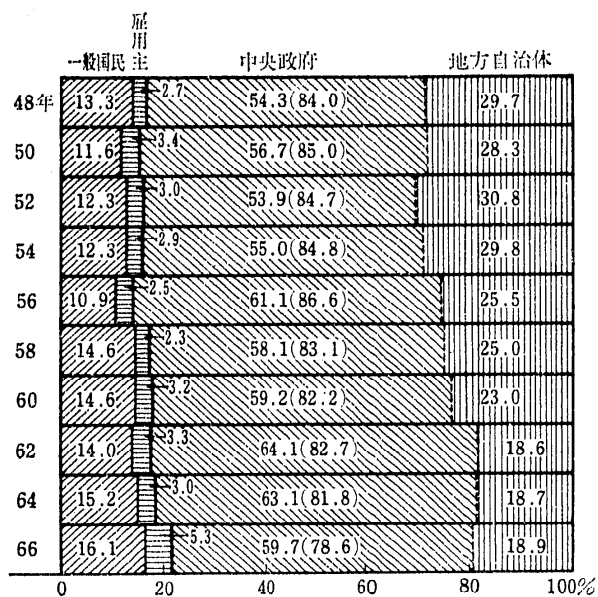
	50年	52	54	56	58	60	62	64	66
デンマーク									
医療および保健衛生	2.9	3.2	3.3	3.8	4.0	3.8	4.6	4.9	6.0
老齢、身障者などの年金その他	3.2	3.5	3.7	4.3	5.6	5.6	5.8	6.3	7.3
家庭および児童	1.8	1.9	2.2	2.2	2.2	2.2	2.4	2.2	2.5
その他	2.0	2.5	2.0	2.1	1.8	1.1	1.1	0.8	0.9
合 計	9.9	11.1	11.2	12.4	13.6	12.7	13.9	14.2	16.7
フィンランド									
医療および保健衛生	1.5	1.6	1.7	1.9	2.5	2.4	2.6	2.9	3.9
老齢、身障者などの年金その他	0.5	0.9	1.2	1.4	3.4	3.3	3.8	3.9	5.0
家庭および児童	3.5	4.0	3.8	3.4	3.1	2.7	2.9	3.1	3.0
その他	3.4	2.6	3.2	3.1	2.8	2.3	1.8	3.0	3.1
合 計	8.9	9.1	9.9	9.8	11.8	10.7	11.1	12.9	15.0
ノルウェー									
医療および保健衛生	2.9	3.0	3.5	3.5	4.4	4.5	4.6	4.9	4.8
老齢、身障者などの年金その他	1.8	2.1	2.5	2.8	3.2	3.8	5.0	5.3	5.7
家庭および児童	2.0	2.4	2.6	2.7	3.3	3.2	3.2	3.4	3.5
その他	0.9	1.0	1.0	1.0	1.1	1.3	1.1	1.1	1.1
合 計	7.6	8.5	9.6	10.0	12.0	12.8	13.9	14.7	15.1
スウェーデン									
医療および保健衛生	2.8	3.0	3.2	4.5	4.9	5.1	5.4	6.1	6.7
老齢、身障者などの年金その他	3.5	3.4	4.3	4.5	4.9	5.1	5.4	6.0	6.4
家庭および児童	2.8	2.4	2.5	2.4	2.7	2.6	2.7	2.9	3.0
その他	1.3	1.1	1.3	0.9	1.0	1.0	0.9	1.0	1.0
合 計	10.4	9.9	11.3	12.3	13.5	13.8	14.4	16.0	17.1
日 本									
		昭和35年	40	45					
医療および保健衛生		2.5	3.7	3.7					
老齢、身障者などの年金その他		0.8	0.9	1.1					
家庭および児童		0.1	0.2	0.2					
その他		2.4	2.4	1.8					
合 計		5.8	7.2	6.8					

資料 9 社会保障費の部門別構成比および国民所得比（社会保障制度審議会分類による）

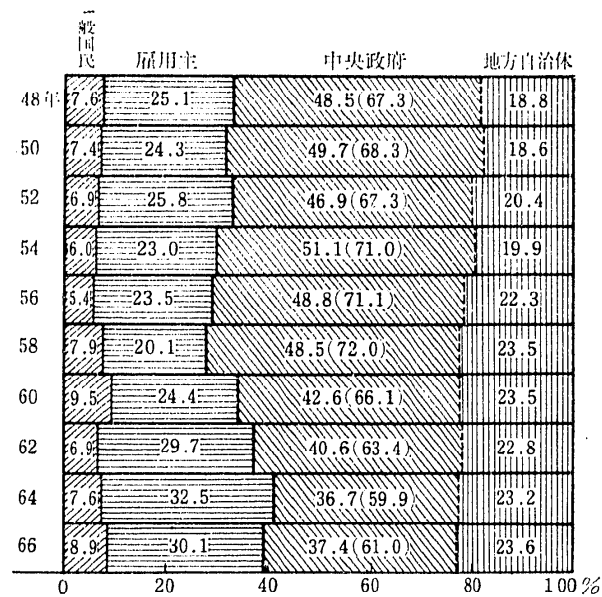
	構 成 比				国 民 所 得 比			
	52年	54	60	66	52	54	60	66
デンマーク								
公 的 扶 助	3.0	2.5	1.4	0.9	0.3	0.3	0.2	0.1
社会福祉（再計・児童手当）	21.4(10.7)	23.6(12.0)	21.9(9.8)	23.1(7.9)	2.4(1.2)	2.7(1.3)	2.8(1.3)	3.9(1.3)
社 会 保 険	53.3	51.2	55.5	51.1	5.9	5.7	7.1	8.5
公衆衛生および医療	20.1	20.8	19.8	24.0	2.2	2.3	2.5	4.0
戦争犠牲者援護	0.6	0.5	0.5	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1
雇用（失業）対策	1.6	1.4	0.9	0.7	0.2	0.2	0.1	0.1
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	11.1	11.2	12.7	16.7
フィンランド								
公 的 扶 助	9.5	9.1	4.7	3.1	0.9	0.9	0.5	0.5
社会福祉（再計・児童手当）	45.2(36.0)	40.0(31.1)	28.7(18.2)	22.9(12.3)	4.1(3.3)	3.9(3.1)	3.1(1.6)	3.4(1.8)
社 会 保 険	14.4	15.7	33.4	40.8	1.3	1.6	3.6	6.1
公衆衛生および医療	16.5	15.9	20.8	19.8	1.5	1.6	2.2	3.0
戦争犠牲者援護	0.9	7.7	5.7	4.5	0.9	0.8	0.6	0.7
雇用（失業）対策	0.4	11.6	6.7	8.9	0.4	1.1	0.7	1.3
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	9.1	9.9	10.7	15.0
ノルウェー								
公 的 扶 助	3.4	2.5	2.0	1.6	0.3	0.3	0.3	0.2
社会福祉（再計・児童手当）	31.0(25.6)	29.3(24.1)	27.1(22.4)	25.0(19.1)	2.6(2.2)	2.8(2.3)	3.5(2.9)	3.8(2.9)
社 会 保 険	47.4	51.8	57.0	61.1	4.0	5.0	7.3	9.2
公衆衛生および医療	15.3	13.9	11.8	10.3	1.3	1.3	1.5	1.6
戦争犠牲者援護	1.6	1.3	1.2	0.9	0.1	0.1	0.1	0.1
雇用（失業）対策	1.3	1.2	0.9	1.1	0.1	0.1	0.1	0.2
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	8.5	9.6	12.8	15.1
スウェーデン								
公 的 扶 助	4.9	4.6	2.0	1.2	0.5	0.5	0.3	0.2
社会福祉（再計・児童手当）	25.3(15.3)	23.2(13.0)	21.3(11.0)	21.2(9.4)	2.5(1.5)	2.6(1.5)	2.9(1.5)	3.6(1.6)
社 会 保 険	43.0	48.0	52.9	49.3	4.3	5.4	7.3	8.5
公衆衛生および医療	25.5	22.9	21.4	25.2	2.5	2.6	3.0	4.3
戦争犠牲者援護	0.4	0.3	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
雇用（失業）対策	0.9	1.0	2.2	3.0	0.1	0.1	0.3	0.5
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	9.9	11.3	13.8	17.1
日 本	昭和35年	40	45		昭和35年	40	45	
公 的 扶 助	8.2	7.4	7.0		0.5	0.5	0.5	
社 会 福 祉	2.2	3.5	4.2		0.1	0.3	0.3	
社 会 保 険	62.1	68.9	73.9		3.6	4.9	5.0	
公衆衛生および医療	4.0	6.5	5.1		0.2	0.5	0.4	
戦争犠牲者援護	16.2	9.3	7.1		1.0	0.7	0.5	
第2種公営住宅	0.8	1.0	0.8		0.0	0.0	0.0	
雇用（失業対策）	6.5	3.4	1.9		0.4	0.3	0.1	
合 計	100.0	100.0	100.0		5.8	7.2	6.8	

図7 財源別構成費

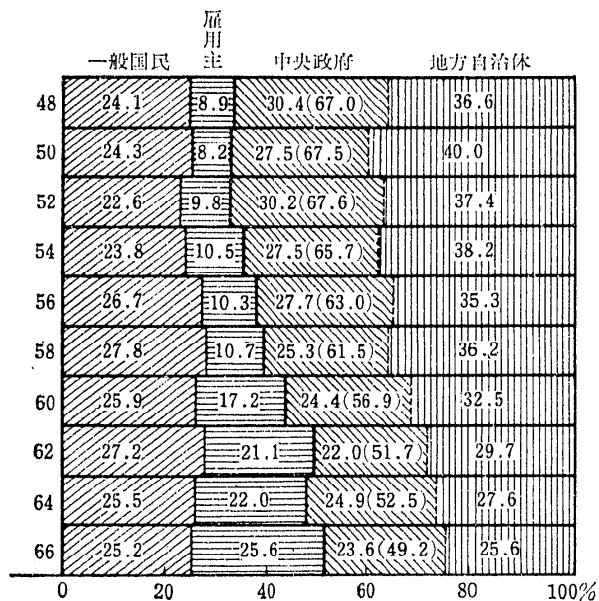
デンマーク



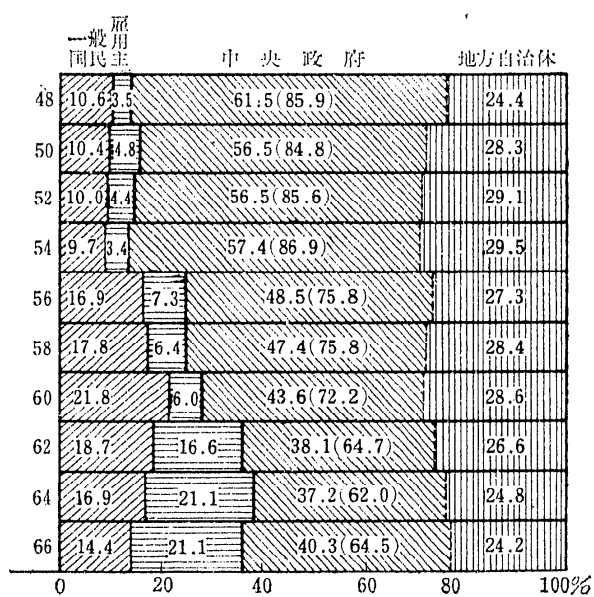
フィンランド



ノルウェー



スウェーデン



(注) ()内は中央および地方政府の計。

(単位 %)

資料 10 社会保障費の財源別割合

	社会保障費合計				医療および保健衛生				老齢身障者などの年金その他				家庭および児童			
	計				計				計				計			
	一般国民	中央 政府	地方 自治体	地方 自治体 国民	一般国民	中央 政府	地方 自治体	地方 自治体 国民	一般国民	中央 政府	地方 自治体	地方 自治体 国民	一般国民	中央 政府	地方 自治体	地方 自治体 国民
デンマーク	12.3	2.9	55.0	29.8	25.2	—	33.0	41.8	66.9	—	21.9	11.2	1.6	0.7	71.2	26.5
54	14.6	3.2	59.2	23.0	22.8	—	56.0	21.2	67.0	—	23.3	9.7	10.6	0.8	64.0	26.6
60	16.1	5.3	59.7	18.9	20.5	2.1	54.8	22.6	62.4	7.4	20.8	9.4	18.1	5.3	59.1	17.5
66	14.0	3.3	64.1	18.6	22.5	1.9	54.4	21.2	59.5	5.4	22.5	12.6	10.5	0.7	69.6	19.2
(62)	15.2	3.0	63.1	18.7	21.1	2.0	56.9	20.0	62.3	6.7	20.8	10.2	14.2	0.5	65.9	19.4
(64)																
フィンランド	6.0	23.0	51.1	19.9	4.3	2.6	51.0	42.1	61.9	38.1	—	—	28.0	18.4	42.3	11.3
54	9.5	24.4	42.6	23.5	3.1	1.9	55.8	39.2	62.4	37.6	—	—	28.8	20.5	30.1	20.6
60	8.9	30.1	37.4	23.6	10.3	6.5	48.3	34.9	46.5	29.2	24.3	—	16.4	45.7	25.5	12.4
66	6.9	29.7	40.6	22.8	2.8	1.7	57.2	38.3	62.4	37.6	—	—	18.6	34.1	32.8	14.5
(62)	7.6	32.5	36.7	23.2	7.4	7.1	49.8	35.7	51.2	48.6	0.2	—	16.2	43.7	27.4	12.7
(64)																
ノルウェー	23.8	10.5	27.5	33.2	33.8	10.7	22.5	33.0	55.1	17.5	13.8	13.6	39.9	4.9	12.6	42.6
54	25.9	17.2	24.4	32.5	34.4	15.0	18.9	31.7	52.9	23.3	10.8	13.0	37.4	23.6	9.8	29.2
60	25.2	25.6	23.6	25.6	32.9	18.2	19.5	29.4	49.6	27.4	10.5	12.5	33.6	42.5	8.6	15.3
66	27.2	21.1	22.0	29.7	31.8	17.2	20.4	30.6	49.8	27.4	10.3	12.5	40.1	31.6	8.0	20.3
(62)	25.5	22.0	24.9	27.6	31.1	16.9	20.9	31.1	49.8	27.1	10.6	12.5	36.4	54.5	8.7	20.4
(64)																
スウェーデン	9.7	3.4	57.4	29.5	13.1	0.0	30.7	56.2	70.0	—	27.6	2.4	12.7	—	73.9	13.4
54	21.8	6.0	43.6	28.6	18.2	11.8	28.0	42.0	46.3	30.0	23.7	—	32.5	15.0	37.1	15.4
60	14.4	21.1	40.3	24.2	16.1	10.7	27.1	46.1	49.6	33.1	17.3	—	17.9	35.1	37.9	9.1
66	18.7	16.6	38.1	26.6	19.0	10.3	26.8	44.9	49.9	28.6	21.5	—	26.5	27.0	32.6	13.7
(62)	16.9	21.1	37.2	24.8	18.1	11.9	27.2	42.8	48.1	31.7	20.2	—	20.9	33.8	32.2	13.1
(64)																
日本	65.7	27.8	6.5	65.7	27.8	6.5	6.5	65.7	27.8	6.5	6.5	65.7	27.8	6.5	6.5	65.7
昭和 33	65.9	27.3	6.8	65.9	27.3	6.8	6.8	65.9	27.3	6.8	6.8	65.9	27.3	6.8	6.8	65.9
40	66.8	25.1	8.1	66.8	25.1	8.1	8.1	66.8	25.1	8.1	8.1	66.8	25.1	8.1	8.1	66.8
45	66.7	27.3	6.0	66.7	27.3	6.0	6.0	66.7	27.3	6.0	6.0	66.7	27.3	6.0	6.0	66.7
(42)	66.5	25.6	7.9	66.5	25.6	7.9	7.9	66.5	25.6	7.9	7.9	66.5	25.6	7.9	7.9	66.5
(44)																

(注) 社会年金の()内は補足年金、児童手当の()内は児童控除を除いた一般の児童手当、日本()内は社会保障制度審議会事務局の広義の社会保障であり、()を付していないのは狭義の社会保障、老齢身障者などの年金その他の内訳では計上していないものがあり、したがって合計は必ずしも 100 とはならない。

